

県立鶴見総合高等学校の学校開放について

1. 利用できる施設

利用施設	種目	利用時間	
		土・日・祝日	平日
体育館	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 6面 ※1回の利用につき、電気代440円を徴収	なし	19:00～ 21:00
	卓球 5台		
武道場	柔道 ※無料	日曜日の9:00～12:00	19:00～ 21:00
表現実習室	和太鼓 ※冷房使用:1時間につき360円、暖房使用:1時間につき540円を徴収(電気代)	日曜日の9:00～12:00 日曜日の13:00～16:00	なし
テニスコート ※砂入り人工芝コート	軟式・硬式テニス 3面 ※無料	第1・第3日曜日の下記の時間 9:00～11:00 11:30～13:30 14:00～16:00	なし

※ ただし、学校長が学校運営上支障ないと承認した時間に限ります。

※ 年末年始、お盆期間中及び入学者選抜期間中(2月中旬頃)は、開放を行わない日がありますので、予めご了承ください。

※ テニスコートについて、第1・第3日曜日が年末年始等で開放を行わない日に該当する場合は、翌週に振り替えて開放しませんのでご注意ください。(例:第1日曜日が1月1日の場合は、第1日曜日分の開放は中止となり、1月の開放は第3日曜日分のみとなります)。

2. 利用できる方

利用できるのは、事前に本校に登録された県内在住又は在勤の方で構成する団体で所定の申し込みをした方です。この場合の「団体」とは、成人の責任者があり、5名以上の所属員のいる学習・文化・スポーツ活動を目的とする集まりを言います。

なお、次のような場合は、利用承認後であっても利用をお断りします。

- ・ 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- ・ 営利を目的とした利用
- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのある利用
- ・ 申込内容に反する利用
- ・ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたす恐れのある利用

3. 団体登録

①新規登録（随時）

まず、「9. 問合せ・提出先」に新規登録希望である旨を電話にてお申し出ください。利用方法について、ご説明する日時の調整を行います（団体の責任者の方に来校いただく必要があります）。

調整した日時に、責任者の方が身分証及び記入済の「県立鶴見総合高等学校施設利用団体登録申請書」を持参の上、来校ください（利用したい日が決まっている場合は、「施設利用申込書」も持参ください）。

②登録の継続

団体登録の有効期限は毎年3月31日までとします。4月1日以降も利用を継続する場合は、「県立鶴見総合高等学校施設利用団体登録申請書」を毎年3月16日（郵送に限り16日が土・日祝日にあたる場合は、土日祝日明け必着）までに提出してください。

提出方法

本校事務室宛郵送もしくは持参（正面玄関に設置しているケースに提出）。

注意事項

・登録団体の責任者・名称等に変更がある場合、メンバーの変更がある場合は直ちに届け出て下さい。

- ・登録団体が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことがあります。
 - 虚偽の申請に基づいて登録した場合
 - 長期にわたり利用活動がない場合
 - 登録団体として不適当と学校長が認めた場合

4. 申込方法

利用希望月の前月16日（郵送に限り、16日が土・日祝日にあたる場合は、土日祝日明けまで受け付け）までに「施設利用申込書」を提出してください。

提出方法

本校事務室宛郵送もしくは持参（正面玄関に設置しているケースに提出）

5. 申込結果確認

各団体の希望や学校使用日を調整の上、利用希望月の前月25日（25日が土・日祝日にあたる場合は、土日祝日明け）以降に本校学校開放のホームページにアップする「学校開放割当表」にてご確認ください。なお、「施設利用承認書」を正面玄関に設置しているケースに格納しますので必ず受け取ってください（施設利用当日の受け取りも可）

申込が多数の場合は、抽選により利用団体を決定します。

注意事項

- ・申込後、施設利用をキャンセルする場合は事務室までご連絡ください。
- ・利用承認後も、天候等やむを得ない事由や学校行事の都合で取り消しまたは延期することがありますので、あらかじめご了承ください。

・利用を承認された団体のメンバーのみが、承認された利用内容でのみ利用できます（他の団体を招くことは固く禁じます）。

6. 利用料金について

体育館：1回の利用につき440円を電気代実費相当額として徴収します。

表現実習室：冷房使用の場合1時間につき360円、暖房使用の場合1時間につき540円を電気代実費相当額として徴収します。

・利用の翌月上旬に納入通知書を郵送しますので、必ず納期限内に納入ください。納期限内に納入がない場合は以後施設利用を認めないことがあります。

※武道場及びテニスコートの利用料金は無料です。

7. 利用上の注意

・利用当日は、公共交通機関もしくは自転車にて来校ください。

・申請内容に反する使用をしていることが判明した場合、学校長は直ちに使用を中止させることがあります。

・万が一の事故に備えて、スポーツ安全保険等に加入しておくことをお勧めします。

・学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

① 学校敷地内での喫煙を禁じます。

② 承認された利用時間を厳守すること。利用時間には準備・利用後の整理整頓の時間も含まれます。

③ トイレは指定の場所を使用し、校舎内等承認された場所以外には絶対に立ち入らないこと。

④ 使用する器具・用具は丁寧に取り扱い、使用後は設備の清掃及び整備を行うこと。

⑤ 貸し出し用具以外の学校の物品等を使用しないこと。使用後は、所定の位置に戻すこと。

⑥ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください。

⑦ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。

⑧ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。

⑨ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

⑩ ロッカー等は特に設けないため、盗難等については各自十分注意し責任を持つこと。

⑪ 更衣は、利用場所で済ませること。

⑫ 校内は、水分補給以外の飲食は禁止です。また、ごみが発生した場合は、必ず持ち帰り、校内にごみを残さないようにしてください。

8. 貸し出し用具

体育館

バレーボール用支柱、バドミントン用支柱、得点板、卓球台（サポート及びネット込み）、清掃用具（モップ等） ※バレーボール及びバドミントンのネットは持参してください。

テニスコート

支柱・ネット・ネット巻き上げ用ハンドル、コート整備用ブラシ

表現実習室

和太鼓、バチ、清掃用具

9. 問合せ先・提出先

〒230-0031 横浜市鶴見区平安町2-28-8

神奈川県立鶴見総合高等学校 事務室 学校開放担当

電話 045-506-1234（音声ガイダンス6）

（受付時間：平日の8時45分～12時00分、12時45分～16時45分）

※ キャンセル連絡に限り、土日祝日の8時30分～19時00分及び平日の16時45分～19時00分の時間帯は受け付けますが、電話がつながりにくいことがありますのであらかじめご了承ください。